

自立支援の介護報酬増

厚労省、18年度から改定

みとり対応には加算

厚生労働省は26日、2018年度からの3年間、介護保険サービス事業所に支払う介護報酬の改定方針をまとめた。リハビリによって高齢者の自立支援や重度化防止を進める事業所に配分を重点化し、終末期の高齢者が増えていることを背景に、みとり対応する介護施設への報酬を加算する。経営が悪化している特別養護老人ホーム（特養）の基本的な報酬は最大3%引き上げる。

全体でプラス0.54%と決ま
っており、厚労省は、加算も合
われば報酬が上がる事業所
が多いとみている。報酬が上
がる事業所の収入は増える
が、利用者負担は増える。

医療機関に支払われる診療
報酬との同時改定であること
を受け、医療、介護の連携を強

化する。高齢者のみとりに対
応できるよう、夜間や早朝に
医師が駆けつける態勢を整え
た特養への加算を新設。実際
にみとると従来よりも報酬を
上乗せする。認知症の人への
対応を強化し、手厚く看護職
員を配置するグループホーム
にも積み増す。

特養は3年前の改定で基本
報酬が大幅に引き下げられた
ため、昨年の厚労省調査で利
益率が1.6%に急落。調査
で比較的利益率が高かった大
規模な通所介護事業所の報酬
加算を取りやすくする。

介護報酬 介護サービスを提供した事
業者に支払われる費用の公定価格。利用
者の自己負担は1〜2割。残りを40歳以
上が支払う保険料と国、地方の税金で半
分ずつ賄っている。報酬を引き上げると、
サービスの充実が期待される半面、利用
料、税金、保険料が上がる。今年4月の
改定では全体で0.54%の引き上げが決
まり、2018年度の国の必要財源は約
140億円増える。15〜17年度の65歳以
上の介護保険料は、全国平均で月約5
00円。

訪問介護のうち、掃除や調
理などの「生活援助」は家政婦
代わりに使われているとの批
判があった。このため、利用回
数が全国平均を大幅に上回る
場合は、市町村がケアプランを
検証する仕組みを設ける。担
い手を増やすためにヘルパー
の資格要件を緩め、報酬は微
減とする。入浴支援などの「身
体介護」は多く引き上げる。
人手不足対策として、見守
りセンサーを導入する特養が

社会保険審議会分科会に
示し、了承された。自立支援
に力を入れるのは、団塊世代
が全員75歳以上となる25年に
向け、増大する介護費用の伸
びを抑制するのが狙い。事業
所が外部の医師や作業療法士
などのリハビリ職と連携して
身体機能の回復に取り組んだ
際の報酬を手厚くするほか、
通所介護（デイサービス）は
利用者の状態が改善するなど
成果を出すと加算する。介護
報酬全体の改定率は昨年末に

社会保険審議会分科会に示し、了承された。

利用者負担こう変わる

要介護2の場合	
〈訪問介護〉 身体介護(20分以上30分未満)と 生活援助(45分以上) を月9回ずつ	
〈通所介護〉 月11回(デイサービス)	
自己負担	現行 月1万5110円 改定 月1万5404円 会
特別養護老人ホーム	
要介護3の場合	
ユニット型個室を利用 定員80人の施設 夜間に看護職員ら を配置している	
自己負担	

(厚労省が1単位10円で試算。施設は、食費、光熱費等の負担を含まない)

仮定)

【在宅サービス】

ヘルパーが自宅に来る「訪
問介護」では、入浴や移動の手助
けといった身体介護(長時間の
場合)の報酬を引き上げ、家事
などの生活援助は引き下げる。
「通所介護」(デイサービス)
は時間や事業所の規模によって
報酬を見直す。規模が大きいと
報酬を引き下げるケースが多
い。リハビリの専門職と連携し
ている事業所は、訪問、通所の
いずれも報酬を上乗せする。

要介護2の人が身体介護(20
分以上30分未満)と生活援助(45
分以上)をそれぞれ週2回(月
9回)、通所介護を週3回(月
11回)利用したと仮定すると、
自己負担額(月額)は現行より
294円増え、1万5404円
となる。

【特別養護老人ホーム(特養)】
特養は基本報酬を引き上げ
る。またおむつ外しなど自力で
排せつできるように促す施設に
は加算を新設し、入所者の希望
などを踏まえた計画を立て、支
援した際に報酬を一定期間、上
乗せする。夜間に看護職員やた
んを吸引できる介護職員を配置
すれば加算を増やす。

こうした特養に要介護3の人
が入所し、食堂や浴室などの共有
スペースが併設されたユニット
型個室(定員80人)を利用する
と、自己負担額(月額)は現行
より769円増え、2万887
3円になる。このほかに食費や
光熱費などの生活費が必要だ。

利用どう変わる

選択次第で負担増も

4月からの介護報酬改定で
は、高齢者の自立支援や重度化
防止に対する配分を手厚くする
ことでサービスの質向上が期待
される。サービスや事業所の選
び方によっては、利用者が支払
う自己負担額も増えそうだ。厚
生労働省が試算した主なケース
を検証した。(利用者の自己負
担は1割、都市部以外に居住と

介護報酬改定のポイント

- リハビリによって高齢者の自立支援を進める事業所に配分重点化
- 終末期の高齢者が増えるため、特養でのみとり対応に加算
- 全体を0.54%引き上げ
- 特養の基本報酬を最大3%引き上げ、大規模な通所介護は最大5%引き下げ
- 生活援助は市町村が計画を検証する仕組みを導入